

2022年度
全国統一要約筆記者認定試験
筆記試験 問題用紙

2023年2月19日（日）

*これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。

*用紙が配付されても合図があるまで開かないでください。

*試験終了後、問題用紙も回収します。メモなどを消す必要はありません。

I-1 次の各問いの2つの文の正誤について、適切な記号を記入しなさい。

- (1) a 音が脳に届くまでの仕組みは「伝音系」「感音系」「混合系」に大別される。
b 半規管は身体のバランスを感じ取る。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (2) a 外耳道では音を共鳴させ、鼓膜に送り込み、成人では約3cmの長さである。
b 内耳を別名「迷路」といい、「後迷路」は聴神経から脳に至る部分を指す。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (3) a 標準純音聴力検査では、通常125Hzの低音から8000Hzまでの高音までの周波数で聴カレベルを測定する。
b オーディオグラムでは左耳の聴カレベルを○、右耳の聴カレベルを×で書き入れる。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (4) a 補充現象は大きい音に対する抵抗力が弱い状態で、伝音難聴に見られる。
b 感音難聴では聴取弁別力が低下するため、補聴器を装用すると明瞭に聞き取れる。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (5) a 補聴器は音を電氣的に増幅する機械で、補聴器によって増幅される大きさを利得という。
b 人工内耳ではマイクとスピーチプロセッサが手術で体内に埋め込まれる。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り

I-2 次の文の空欄に当てはまるもっとも適当な語句を、①～⑤は下の選択肢から選んで記号を記入しなさい。⑥～⑩は当てはまる語句を記入しなさい。

- (1) 聴覚障害により低下した聞こえを補聴器や人工内耳で聞こえを補うことを(①)という。
- (2) 難聴者の聞こえの多様さに応えるために、補聴器には(②)(③)(④)の3つの調整機能があり、これらを駆使して一人ひとりにあった調整がなされる。その調整のことを補聴器の適合((⑤))という。

| | | | | |
|------------|----------|------------|---------|---------|
| ア. 情報保障 | イ. 聴覚補償 | ウ.ハウリング | エ. 音圧増幅 | オ. 音圧圧縮 |
| カ. フィッティング | キ. 音質調整 | ク. 騒音抑制 | ケ. 出力制限 | コ. 聴覚法 |
| サ. マッピング | シ. 周波数変換 | ス. データロギング | | |

- (3) 車いすにとっての段差と同じように補聴器や人工内耳にもその効果が得にくい環境がある。補聴器や人工内耳にとっての段差には、話し手との(⑥)があるとき、周囲に(⑦)があるところ、早口での会話、(⑧)での会話、機械を介した音声などがある。⑧での会話をする場合誰が話しているかがなかなかつかめず、困難が大きくなる。⑥や⑦の問題を解決するために、補聴援助システムが活用される。

- (4) 話し手の側の上手な話し方のポイントは、口の開け方ははっきりと、(⑨)で区切りながら自然に、少しゆっくりと、普通の声の大きさで話すことである。
- (5) マイクからの音声を電氣的にこの装置に流すことによって電磁波を生じさせ、音声は補聴器のTコイルを介して聞き取りやすくなる補聴援助システムの名称は何か。(10)

I-3 次の文の空欄に当てはまる数字を記入しなさい。

- (1) オーディオグラムの(①)dBは、(②)歳前後の聴者の閾値を基準に決められた値である。
- (2) 左右各耳の難聴の程度を代表して表す方法に平均聴力レベルがあり、身体障害者福祉法では500Hzと1000Hz、2000Hzの聴力レベルを用いた「(③)分法」による算出が行われ、その値に基づいて身体障害者手帳の等級が決められる。
- (3) 障害者福祉サービスは、身体障害者手帳を持つ人が対象となり、聴覚障害の場合の1つの基準は、両耳が(④)dB以上というかなり厳しいものである。世界保健機関では(⑤)dBを難聴の基準としていることからデシベルダウン運動も展開されている。

I-4 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 母音と無声子音(サ行のs音、タ行のt音など)の音の分布をオーディオグラム上に表すと、無声子音は母音に比べて、高い音域で音圧は大きい。
- (2) 聞こえに制限のある聴覚障害者も、わずかな情報から「聞き取る」ことは可能なことは少なくない。
- (3) 聴覚障害の分類の1つに障害部位によるものがあり、障害部位により治療の可能性に違いはないが、補聴器の効果が異なる。
- (4) 自らをろう者と感じるか難聴者と感じるかは、聴力やコミュニケーション手段で決まるわけではなく、アイデンティティの問題である。
- (5) 聴者も難聴者も音声より騒音が10dB以上小さくないと聞き取りにくい。
- (6) 人工内耳の手術から1~3週間後の「音入れ」によってはじめて音や声が聞こえるようになる。
- (7) 遠く離れた人とコミュニケーションをとることを遠隔コミュニケーションといい、情報機器の普及により、電子メール、ファックス、テレビ電話などが使われるようになった。

- (8) 読話は、口（唇、歯、舌、あご）の動きを読み取ることによる情報獲得方法である。
- (9) 障害者総合支援法の地域生活支援事業のうち、「理解促進研修・啓発事業」は都道府県が行う事業である。
- (10) 中途失聴者が福祉制度を積極的に活用できるようになるには時間がかかる。

II - 1 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 国家の側で仕事をする官僚や権力を行使する政治家たちに憲法を守るよう国民が求めるのは、国民の自由を守るためである。
- (2) 憲法14条に定められた「法の下での平等」は、絶対的平等であり、社会通念上合理的であったとしても差別が許されることはない。
- (3) 国連の「障害者の権利宣言」（1975年）や国際障害者年（1981年）等を通じて、さまざまな属性のある人たちが存在している社会を構築しようとするノーマライゼーションの手段が、社会福祉の多様な場面で活用されていった。
- (4) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）における障害者の定義は障害者基本法第2条第1項（に規定するもの）と同じである。
- (5) イギリスで展開されたセツルメント運動は、慈善団体の連絡・調整、戸別訪問活動の実施、救済対象の適正化を目的としていた。
- (6) 2000年の社会福祉法は、利用者の自己決定と契約を明確化し、利用者の利益の保護を規定し、介護保険分野に適用されたが、障害者福祉分野では、障害者総合支援法が成立した2012年まで、従来の措置制度が維持された。
- (7) 身体障害者福祉法は、1949年の制定当初は「更生」（リハビリテーション）がキーワードとされ、機能回復訓練や職業訓練といった狭い意味にとらえられていたが、1990年の改正では、「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進する」ことが目的に位置付けられた。
- (8) 2004年に厚生労働省から出された「改革のグランドデザイン案」では、障害種別の格差をなくすこと、保護ではなく自立を支援すること、財源を確保するために介護保険と統合することの3点が示されたが、介護保険との統合は見送りとなった。
- (9) 行動化とは、行動にあらわれることであるが、精神医学・心理学的には、ストレスや苦悩を和らげるため意識的に行われる問題行動を意味している。

- (10) 要約筆記は、単なる音声の文字化ではなく、聴覚障害者の参加を後押しする通訳行為であり、音声情報から疎外されることにより引き起こされる聴覚障害者の不利を感知し、権利を守る意識を働かせなければならない。

II -2 次の問題を読んで選択肢から当てはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 日本国憲法の三大原理といわれているものに該当しないのはどれか。
ア 自由主義 イ 国民主権 ウ 平和主義 エ 基本的人権の尊重
- (2) 「国家による自由」ともいわれる社会権に該当しないものはどれか。
ア 生存権 イ 裁判を受ける権利 ウ 教育を受ける権利 エ 労働基本権
- (3) GHQが日本政府に提示した四原則に該当しないものはどれか。
ア 無差別平等 イ 国家責任 ウ 親族扶養の優先 エ 救済の非制限
- (4) 援助という行為に含まれている三要素に該当しないものはどれか。
ア 援助対象 イ 援助関係 ウ 援助理論 エ 援助過程
- (5) 要約筆記者の倫理責任として定められている行動規範に該当しないものはどれか。
ア 利用者に対する倫理責任 イ 通訳実践における倫理責任
ウ 社会に対する倫理責任 エ 他職種に対する倫理責任

II -3 次の文章の空欄に当てはまる語句を記入しなさい。

- (1) 憲法97条には、基本的人権について、「現在及び将来の(①)に対し、侵すことのできない(②)の権利として信託されたものである」と明記されている。
- (2) 明治時代に制定された^{じゅっきゅう}恤救規則は、救済の基本を親族や共同体の(③)に求めるものであったが、生活困難に対応する(④)法が1932年に実施されたことで廃止となった。
- (3) 2006年に国連で採択された「障害者(⑤)条約」を批准するため、国内でも、「障害者の(⑥)および社会生活を総合的に支援する法律」(2012年)や「障害を理由とする(⑦)の解消の推進に関する法律」(2013年)が成立した。
- (4) 1970年代にアメリカで展開された自立生活運動では、「支援を受けても、(⑧)にもとづく、自分ならではの生き方を貫くことこそが自立である」と主張され、1990年には、「(⑨)を持つアメリカ人法」(ADA)を成立させるに至った。

- (5) 2005年に成立した障害者自立支援法では、サービス量に応じて1割の利用料を徴収する「(⑩)負担」批判が集中し、全国各地で(⑪)訴訟が起こされたが、2010年には、国と原告団との和解が成立した。
- (6) 2021年6月、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)」が制定(同年12月1日施行)され、公共インフラとしての(⑫)が制度化された。
- (7) 要約筆記者養成カリキュラムでは、養成目標として、「聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ(⑬)の生活及び関連する福祉制度や(⑭)、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様な(⑮)に対応できる要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得する」を掲げている。

Ⅲ-1 次の文章の空欄に、当てはまる語句を記入しなさい。

- (1) 最初の難聴者協会は、(①)年に鹿児島で生まれた。
- (2) (②)の編者のひとりである入谷仙介氏は、全難聴の会長となり、難聴者運動の黎明期を牽引した。
- (3) (③)は、「聞こえない」「聞こえにくい」ことを周囲に知ってもらうために考案された。
- (4) (④)、(⑤)、漢字の音読みは、主にカタカナで書く。
- (5) 文末処理とは、文章の最後を早く切り上げることをいう。敬体から常体へ、体言止め、(⑥)、(⑦)の方法がある。
- (6) (⑧)年、全国難聴者組織推進単位地区研究協議会でOHP要約筆記がついた。
- (7) 議事録には(⑨)の議事録と(⑩)の議事録の2種類がある。
- (8) 全国標準略号・略語では、難聴は(⑪)、補聴器は、(⑫)と表す。
- (9) 2000年、要約筆記は社会福祉法の第二種社会福祉事業として法定化された。社会福祉法には、(⑬)と記載されているが、(⑭)法、(⑮)とたどると、要約筆記が含まれている。

Ⅲ-2 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 1997年、要約筆記奉仕員養成カリキュラムが策定された。基礎課程・応用課程の時間数と内容が明確になった。

- (2) 1985年要約筆記奉仕員の派遣制度が加わった。
- (3) 障害者自立支援法の成立に伴い、要約筆記は地域生活支援事業の意思疎通支援事業に組み込まれた。
- (4) 2011年3月、要約筆記者養成カリキュラムが通知された。
- (5) 障害者総合支援法では、要約筆記者の派遣が都道府県の必須事業に位置づけられた。
- (6) メッセージの伝達において、言語コミュニケーションの比重が重い。
- (7) コミュニケーションモデルの中で、メッセージの伝達を阻害する障害をノイズという。
- (8) 文章要約には大きく分けると2つの型がある。そのうちの骨格法は要約的梗概文ともいう。
- (9) ノートテイク場面では特定の利用者の状態に合わせた対応が必要となるため、介助者であることを意識して行動する。
- (10) 情報伝達の場面では、要約により「意図の明確化」「伝達の効率化」「情報の共有化」の効果をもたらされる。

Ⅲ-3 次の問題を読んで選択肢から当てはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 要約技術について述べた文で適切でないものはどれか。
 - ア 要約技術は、話に追いつくためのテクニックである。
 - イ 要約技術のなかで、最初の段階で身につけやすいのはそぎ落としてある。
 - ウ 話しことばに多用される副詞（副詞的用法を含む）は、抜いても意図を十分理解できる。そのため聞こえても文字化しない「削除」の対象となる。
 - エ 視覚情報の活用として、話し手が資料を読み上げる場合は、どこを読み上げているかを知らせ、利用者が読む時間を確保する。
- (2) 「要約筆記者の到達目標」について述べた文で適切でないものはどれか。
 - ア 社会福祉の理念を理解していること
 - イ 「通訳」という行為に対する自覚的な理解をしていること
 - ウ 要約筆記技術をもって通訳作業を実践できること
 - エ 対人援助にかかわる者としての自己管理ができること
 - オ 聴覚障害者の権利擁護の観点から通訳できること

- (3) 要約筆記の三原則について述べた文で適切でないものはどれか。
- ア 「速く」は、話に追いつく同時性をいう。
 - イ 話の意図を正確に伝達することが要約筆記における「正しく」である。
 - ウ 「読みやすく」は、視覚的な読みやすさと理解面での読みやすさから達成する必要がある。
 - エ 三要素の中でも、「速く」が一番大事である。
- (4) 要約筆記のチームワークの考え方について適切でないものはどれか。
- ア チームで仕事をするときには、同じ目的を達成するために責任を持って自分の役割を果たす意識が重要である。
 - イ サブの基本的なサポートには、資料の提示、メモの提示、話者や周囲への目配りがある。
 - ウ 要・不要の判断が求められる仕事として、メインが表出したものへの補筆、訂正や交代の申し出がある。
 - エ 情報を外部に流出させてはならない守秘義務があるため、現場で問題が起きたときのみ報告書を提出する。
- (5) 古いできごとから順に並べたものはどれか。
- A 障害者自立支援法制定
 - B 全難聴「要約筆記通訳者養成等に関する調査研究事業」開始
 - C 障がい者制度改革推進会議設置
 - D 障害者総合支援法施行
 - E 字幕放送拡充運動
- ア B・E・C・A・D
 - イ A・B・E・D・C
 - ウ E・B・A・C・D
 - エ A・E・C・B・D

Ⅲ-4 要約筆記者としての対応を答えなさい。

- (1) 資格取得の研修にノートテイクで行った。利用者の席が1列目中央に用意されていた。利用者は、「この位置は全体が見にくい。もう少し後ろの席がいいけど言いづらい。」とため息をついた。そこで、主催者に伝えて席を変えてもらった。利用者からはお礼を言われた。
- ① この要約筆記者の対応をどう考えるか。解答欄のAかBに○をつけなさい。
 - A 適切である
 - B 不適切である
 - ② その理由を20文字以内で書きなさい。
 - ③ どう対応すべきだったかを40文字以内で書きなさい。

IV-1 次の記述のうち、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 言語の本質は、同一の言語集団内では決まった音が決まった意味を表していることである。
- (2) 言語の中には、ある程度系統的なつながりのあることが解明されている諸言語もあるが、日本語の起源はいまだに不明である。
- (3) 日本語の表記において、ごく一般に、ひらがなに漢字・カタカナをまじえて使用する文を漢字かなまじり文という。
- (4) かな文字やローマ字のように、音節や単音を表す文字を表音文字という。
- (5) 単語の意味とは単語の集まりのことである。
- (6) 文を話し手の気持ちの表し方の違いによって分けたとき、自分の考えや判断などを述べている文を「普通文」という。
- (7) 現在の日本語表記において、その漢字使用の目安を示すものとして当用漢字表(1981年内閣告示、2010年改訂)が示されている。
- (8) 外来語の表記法は「外来語の表記」(1991年内閣告示)に従うが、「ティーム」のように、必ず外国語のもとの音を生かして表記しなければならない。
- (9) 個人が日常の言語表現で使用する語彙を理解語彙といい、ふだん使わないが読んだり聞いたりしたときにわかる語彙を表現語彙という。
- (10) 「保障」と「保証」と「補償」のように、発音が同じで意味が異なる単語の仲間のことを同音異義語という。

IV-2 次の文章の()に適切なことばを漢字で書きなさい。

- (1) 子音とは、口腔のどこかで息が妨げられて発せられる音で、(①)の振動があるかないか、どの位置で調音されるか、息の流れをどのように妨げるかの3点によって分類される。
- (2) 日本語で「川」という単語は「カ・ワ」/ka/ /wa/というように、二つの(②)からできている。
- (3) 文は、「何が」を示す部分の主語と「どうする・どんなだ・なんだ」を示す部分の(③)とを軸にして作られている。

- (4) 「ローマ字のつづり方」(1954年内閣告示)では、第1表に(④)式の表記法が示されており、第2表にヘボン式の表記法が示されている。
- (5) 「死ぬ」を「くたばる」「亡くなる」のように違うことばで表現すると、そこに独特の語感・ニュアンスが生まれる。このような単語の持つ独特な語感にまつわる現象を(⑤)という。

IV-3 次の文章の()に当てはまるものを①~④のうちから一つ選びなさい。

- (1) アクセントとは、単語を発音する際の、社会的に習慣づけられている(①絶対的 ②相対的 ③標準的 ④平均的)な音の高低や強弱の関係のことである。
- (2) 表記の(①時代差 ②地域差 ③よみ ④ゆれ)とは、たとえば「うけつけ」を「受付」「受け付け」「受けつけ」と書き表すというように、表記の仕方に違いが表れてくる現象のことである。
- (3) 「現代仮名遣い」(1986年内閣告示)によれば、「転んで 鼻血が 出たので ハンカチで 覆って 氷で 冷やした。」をひらがなで表記すると、()とするのが普通である。

- ① ころんで はなぢが 出たので はんかちで おおって こおりで ひやした。
 ② ころんで はなじが 出たので はんかちで おおって こおりで ひやした。
 ③ ころんで はなぢが 出たので はんかちで おうって こおりで ひやした。
 ④ ころんで はなぢが 出たので はんかちで おおって こうりで ひやした。

- (4) 「送り仮名の付け方」(1973年内閣告示、1981年、2010年一部改正)によれば、「いちじるしい」は、(①著じるしい ②著るしい ③著しい ④著い)と表記されるのが普通である。
- (5) 「公用文における漢字使用等について」(2010年内閣訓令)によれば、公用文の漢字使用は()の表記が望ましい。

- ① 私が 特に 強調したいのは、今後 世界各国は 絶えず 隕石^{いんせき} 及び 宇宙ゴミの 落下脅威に さらされるかもしれない という ことだ。
- ② 私が とくに 強調したいのは、今後 世界各国は 絶えず 隕石^{いんせき} および 宇宙ゴミの 落下脅威に さらされるかもしれない という ことだ。
- ③ 私が 特に 強調したいのは、今後 世界各国は たえず 隕石^{いんせき} 及び 宇宙ゴミの 落下脅威に さらされるかも知れない という ことだ。
- ④ 私が 特に 強調したいのは、今後 世界各国は 絶えず 隕石^{いんせき} および 宇宙ゴミの 落下脅威に さらされるかも知れない という 事だ。